

山口市「道の駅あいお」ホームページ掲載基準

(目的)

第1条 この基準は、インターネットを活用して発信する山口市「道の駅あいお」ホームページ(以下「道の駅ホームページ」という。)の運用管理に関し、必要な事項を定め、適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

(運用等)

第2条 道の駅ホームページの運用等に当たっては、総合的管理を山口市役所秋穂総合支所地域振興課(以下「管理責任者」という。)が行い、「道の駅あいお」指定管理者(以下「更新作業員」という。)において、道の駅ホームページの内容に関し、作成及び更新の作業を行うものとする。

(適用範囲)

第3条 この基準の適用範囲は、山口市役所秋穂総合支所地域振興課及び「道の駅あいお」指定管理者とする。

(利用形態)

第4条 道の駅ホームページは、次の各号により利用する。

- (1) 文書、図表、図画及び写真等による道の駅あいお及び山口市南部地域等に関する情報の発信
- (2) 市政に関する情報の収集
- (3) 道の駅ホームページと他のホームページとのリンク

(他のホームページとのリンク等)

第5条 道の駅ホームページに他のホームページをリンクすることができる。

- 2 前項によりリンクする他のホームページについては、原則として、公共団体等、または道の駅関係団体が開設するホームページとする。なお、個人で開設しているホームページ等、管理責任者が特に有益であると認めた場合は、この限りではない。
- 3 その他、リンクする他のホームページについては、次の各号の基準を全て満たすものとする。
 - (1) 掲載内容が公序良俗に反しないこと。
 - (2) 他者を誹謗または中傷する内容でないこと。
 - (3) 宗教または政治活動に関するものでないこと。
 - (4) 著作権その他の権利を侵していないこと。

- (5)表示や販売方法などが日本の法令に反していないこと。
- (6)誇大または虚偽の恐れがなく、ホームページの管理者が掲載内容について責任を負えること。
- (7)利用者に対して、迷惑をかけたり、誤解を招いたりしないこと。
- (8)販売や会員勧誘などを行うホームページについては、連絡先等利用者に必要な情報が明記されていること。
- (9)適切な管理が行われていること。
- (10)その他、管理責任者が適当と判断するもの。

4 他のホームページへのリンクを希望する者は、次の事項を記載した電子メール等の書面(様式は問わない。)により更新作業経由、または直接管理責任者に申請するものとする。管理責任者は、申請内容を審査し、リンク掲載の適否を決定するとともに、更新作業経由、または直接申請者に回答するものとする。

- (1)団体または個人の名称
- (2)住所
- (3)代表者の役職及び氏名(個人の場合を除く。)
- (4)事業内容(個人の場合を除く。)
- (5)管理者の連絡先
- (6)リンク先希望 URL
- (7)リンク掲載名
- (8)その他必要な事項

5 他のホームページへのリンク掲載後に、リンク基準に反する内容が認められる場合は、リンクを中止するものとする。

6 免責事項として、山口市は次の事項に対し、一切の責任を負わないものとする。

- (1)リンクされなかったこと
- (2)リンクされたホームページによって発生した不利益
- (3)リンク先のホームページにおける著作権及び責任

7 他のホームページのリンク掲載者は、アドレスの変更またはホームページを廃止した場合は、速やかに電子メール等(電話連絡でも可)により、更新作業経由、または直接管理責任者に通知するものとする。

8 道の駅ホームページへのリンクの掲載(相互リンク)を希望する場合は、第4項に基づき、申請書面に掲載希望を追記するものとする。リンク掲載が適当と決定された場合は、構成上可能な範囲で、利用者の利便性を考慮し、有用と判断される位置からリンクを行う。なお、バナーボタンを利用したリンクは、構成上の空きスペースと更新時期等を考慮し、管理責任者の判断により貼り付けることとする。